

# 共済組合の年金制度

長期給付係  
(082) 513-4959

## 公的年金制度の種類 「働き方によって、加入する制度が異なります。」

平成27年10月に共済年金は厚生年金に統一されました。

共済組合の年金制度は、我が国の公的年金制度の一つです。

公的年金制度は、全国民を加入対象とする国民年金(基礎年金)を1階部分とし、被用者(民間の会社員や公務員等)を加入対象とする厚生年金を2階部分として構成されています。

なお、公務員等の厚生年金の3階部分の年金として、退職等年金給付(年金払い退職給付)の制度が設けられています。

また、民間企業等の厚生年金や国民年金には上乘せ部分として、厚生年金基金や国民年金基金が、任意加入の制度として設けられています。

自営業者 無職・学生	民間の会社員	公務員 私学教職員	公務員・会社員 の被扶養配偶者
	厚生年金基金 (任意加入)	退職等年金給付 (年金払い退職給付)	(3階部分)
国民年金基金 (任意加入)	厚生年金 (厚生年金相当部分)		(2階部分)
国民年金(基礎年金) 20歳以上60歳未満の全ての国民が加入			(1階部分)
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者	

## 共済組合の年金の種類 「3つの年金と1つの手当金があります。」

年金等の名称	年金の支給要件等
老齢厚生年金	① 本来支給の老齢厚生年金 組合員期間等(※)を10年以上有し、公務員の共済組合員期間が1月以上ある方に、65歳から支給されます。
	② 特別支給の老齢厚生年金【次ページ参照】 昭和36年4月1日以前生まれの方で、組合員期間等(※)を10年以上有し、公務員の共済組合員期間等が1年以上ある方に、65歳になるまでの間支給されます。
障害厚生年金 障害手当金	組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、障害の程度が一定以上であると認定された場合に支給されます。 また、組合員期間中に初診日のある傷病が5年以内に治っており、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残っている場合、障害手当金が一時金として支給されます。
遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したときや、年金の受給権者が死亡したときに、遺族に該当する者がいる場合に支給されます。

※ 組合員期間等 ①公務員共済組合の加入期間 ②日本私立学校振興・共済事業団の加入期間 ③厚生年金保険の被保険者期間 ④国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者期間を含む。) ⑤国民年金の保険料免除期間等を合算した期間です。

(注) 1 「①本来支給の老齢厚生年金」と、「②特別支給の老齢厚生年金」の額は、ほぼ同じになります。  
2 共済組合員である期間中の老齢厚生年金は、原則、支給停止になります。なお、働きながら年金を受給する場合(在職老齢年金)は、賃金と年金額の調整があります。

## 老齢厚生年金の支給年齢 「生年月日によって、支給開始年齢が異なります。」

老齢厚生(退職共済)年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、60歳~64歳の間に「特別支給の老齢厚生(退職共済)年金」等が支給されます。

なお、65歳からは、全国民共通の「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する公務員期間の年金の名称は、「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」となりますが、従前どおり最後に所属していた共済組合が支給します。

●生年月日に応じた老齢厚生年金の支給の状況

生年月日	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					退職共済（老齢厚生）年金 ＋経過の職域加算額
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					老齢厚生年金 ＋経過の職域加算額
	厚生年金に統合					老齢基礎年金（国民年金）
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	特別支給の老齢厚生年金＋経過の職域加算額					老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	特老厚＋経過の職域加算額					老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	特老厚＋経過の職域加算額					老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	特老厚＋経過の職域加算額					老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
	★ 公的年金制度に通算10年以上加入している者で1年以上の組合員期間等がある場合、生年月日に応じて支給開始。					老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日 以降						
						老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）

※           は、共済組合が支給し      は、日本年金機構が支給する年金です。

（注1） 配偶者（65歳未満）等で一定の要件に該当する方がいる場合、65歳から、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

（注2） 被用者年金一元化により、平成27年10月1日以降受給権が発生する年金の名称は、「老齢厚生年金」になりました（特別支給を含む）。

ねんきん定期便について

「あなたの年金加入状況や年金見込み額の案内です。」

1 対象者

- (1) 現在、当共済組合に加入中の70歳未満の者（組合員）
- (2) 当共済組合員の資格を喪失した者で、その後、公的年金に加入していない年金待機者
  - ※ 年金待機者で、「直近の14月間にどの公的年金制度にも加入していない者」は、対象外。

2 送付時期

毎年1回、誕生月（1日生まれの者は誕生月の前の月）の25日頃（本部から送付）

3 お知らせする内容

- (1) 年金加入期間
- (2) 保険料（掛金）納付状況
- (3) 年金見込額（※年金受給中の方以外）
  - ※ 50歳未満は「加入実績」による年金見込額
  - ※ 50歳以上は「ねんきん定期便」作成時の加入制度に引き続き60歳まで加入した場合の年金見込額

## ～\* 平成27年10月から年金制度が変わりました! \*～

### (1) 年金制度の変更

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成27年10月以降は、被用者年金の各制度を厚生年金制度に統一することになり、共済年金と厚生年金保険の「制度的な差異」については、基本的に厚生年金保険にそろえることで解消されています。

また、被用者年金一元化後は、旧共済年金の公的年金としての職域年金は廃止されましたが、新たに「年金払い退職給付」の制度が設けられています。

※ 平成27年9月までの組合員期間に係る「3階部分の職域年金」は、「経過的職域加算額」として支給されます。

### ◆◆◆◆ 共済年金と厚生年金保険との制度的な差異(主なもの) ◆◆◆◆

	共済年金(H27. 9まで)	厚生年金保険(H27.10以降)
被保険者の年齢制限	年齢制限なし	70歳まで
年金の種類	退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金	老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金
年金の算定基礎となる給与	給料表に定める給料に手当率を乗じて得た額と期末手当等	標準報酬月額と標準賞与額
老齢給付の在職支給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職共済年金受給者が組合員となった場合…(賃金+年金額)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。</li> <li>●退職共済年金受給者が厚生年金保険の被保険者等となった場合…(賃金+年金額)が47万円を超えた場合、年金の一部を支給停止。</li> <li>●老齢厚生年金受給者が組合員となった場合は、年金の支給停止なし。</li> </ul>	<p>●老齢厚生年金受給者が組合員又は民間に再就職し、厚生年金保険の被保険者等となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳までは(賃金+年金額)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。</li> <li>・65歳以降は(賃金+年金額)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。</li> </ul> <p>※ 退職共済年金受給者についても、同様の停止措置があります。</p> <p>※ 停止基準額28万円及び47万円は、1万円単位で改定される。</p>
障害年金の支給停止	障害共済年金は在職中、原則支給停止。	<p>障害厚生年金は在職中でも支給される。</p> <p>※ 一元化前に発生している障害共済年金は、一元化以降、厚生年金相当部分(2階部分)の支給停止が解除され、職域年金相当部分(3階部分)は、従前どおり支給停止。</p>
障害年金の保険料	納付要件保険料納付要件なし	初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要(保険料納付要件あり)
遺族の年齢要件	夫、父母、祖父母…年齢要件なし 障害を持つ子、孫…年齢要件なし	夫、父母、祖父母…55歳以上の者 障害を持つ子、孫…20歳までの者
遺族年金の転給	遺族共済年金受給者が死亡した場合、次順位の遺族に遺族共済年金が支給される。	遺族厚生年金受給者が死亡しても、次順位の遺族に遺族厚生年金は支給されない。(転給制度廃止)